

旧	新
<p>3. 表題は内容を簡潔に表すものとし、○○の研究あるいは○○に関する研究、という表題は避ける。内容が密接に関連した複数の報文は、副題をつけた一組の原稿（例：○○モデルによる○○の解析I. 理論, II. 数値例）として投稿することができる。これらの原稿は一括して審査され、それらのすべてが掲載受理となった後、同一号に掲載される。</p>	<p>3. 表題は内容を簡潔に表すものとし、○○の研究あるいは○○に関する研究、という表題は避ける。また、原則として記号・略号を使用することは避け、正式名称で表記する。内容が密接に関連した複数の報文は、副題をつけた一組の原稿（例：○○モデルによる○○の解析I. 理論, II. 数値例）として投稿することができる。これらの原稿は一括して審査され、それらのすべてが掲載受理となった後、同一号に掲載される。</p>
<p>22. 研究が官公庁、財団、企業などによる研究費補助金、奨励金、助成金などを受けて行われた場合には、その旨を付記にする。</p>	<p>22. 研究が官公庁、財団、企業などによる研究費補助金、奨励金、助成金、寄付金、試料・資料、物品及び便宜などを受けて行われた場合には、その旨を付記にする。</p>
	<p>23. 投稿者（すべての共著者を含む）が、投稿論文の内容に関連する企業や営利団体から個人的報酬等を得ている等、著者の判断により申告すべきと考えられる利益相反がある場合、その旨を付記等で明記する。なお、研究について利益相反の存在自体には問題はなく、査読に影響するものではない。</p>
<p>23. 省略</p>	<p>24. 省略</p>
<p>24. 省略</p>	<p>25. 省略</p>
<p>25. 省略</p>	<p>26. 省略</p>
<p>26. 省略</p>	<p>27. 省略</p>
<p>27. 省略</p>	<p>28. 省略</p>
<p>28. 省略</p>	<p>29. 省略</p>
<p>29. 省略</p>	<p>30. 省略</p>
<p>30. 省略</p>	<p>31. 省略</p>
<p>31. 省略</p>	<p>32. 省略</p>
<p>32. 省略</p>	<p>33. 省略</p>
<p>33. 省略</p>	<p>34. 省略</p>
<p>34. 省略</p>	<p>35. 省略</p>

35. 省略	<u>36.</u> 省略
36. 省略	<u>37.</u> 省略
37. 省略	<u>38.</u> 省略
付則：本規程は2020年3月1日以降に投稿された原稿に適用される。	付則：本規程は 2022年6月1日 以降に投稿された原稿に適用される。